

# 神田川整備工事(その156)工事説明会

## 議事要旨

### 1. 開催概要

日 時 : 令和3年11月4日(木) 午後7時00分～午後8時15分

場 所 : 中野区立第二中学校 体育館

参加者 : 7名

### 2. 説明内容

1) 河川整備の概要

2) 工事概要

3) 工事に伴う家屋調査

4) 今後の工事

### 3. 主なご質問・ご意見と都の回答(要旨)

質問 1-1 千代田橋から柳橋までの工事は完了しているが、家屋損害賠償の時期はいつ頃になるか。

回答 1-1 千代田橋から柳橋までの工事後の家屋調査は2年前に調査を実施しており、現在、手続き中です。今回、対象件数が非常に多く資料の整理や被害の分析をまとめるのに時間を要しています。また、コロナウイルスの感染拡大の影響もあり通常よりも手続きが遅れています。

今日の時点で家屋損害賠償の時期をお約束することはできませんが、できるだけ早く進めさせていただきます。

質問 1-2 延びるのは結構だが最終的には何年か、工事が全て終わらないと補償されないというのなら仕方ないかと思うが。

今後、現在の搬出入口から出入りし、作業構台を撤去しながら戻ってくるということなので、その工事の際にも家屋への影響はあると思う。

回答 1-2 柳橋付近の方は今後の工事でも影響を受ける可能性があるため、工事完了まで待つのか、以前家屋調査させていただいた結果に対しては早期に補償を行うのか、どちらをご希望か個別に相談させていただきたい。

- 質問 2 説明資料 38 ページについて、今回の工事区間が当初の工事区間よりも短くなっているが、工事として柳橋の搬出入路を使用して進める工事区間が短くなったという認識で良いか。  
また、③の工事を行うために新しい搬入口を設置するかと思うが、設置する場所が決まっているのであれば教えて欲しい。
- 回答 2 今回の工事は、資料 38 ページの③の工事を行うために必要となる作業構台を設置する工事となります。本郷橋下流側の整備を早く完了させるために最小限の範囲の工事としたため、以前の説明より工事区間が短くなっています。  
③の工事の搬入口については現在調整させていただいている状況です。
- 質問 3 歩行者用仮設通路を自転車が通行するようにはできないか。  
本郷橋が通行できない場合、寿橋まで迂回する必要があるため、階段の両脇にスロープを設置して自転車を押して上げられるような工夫ができないか。
- 回答 3 歩行者用仮設通路と現況道路に高低差がかなりあり、自転車を通行させるためには長いスロープの設置が必要ですが、設置は難しい状況であり階段としています。そのため自転車は通行できません。  
階段の両脇のスロープについては確認してみますが、難しい状況です。
- 質問 4 歩行者用仮設通路はいつ頃から通行できて、いつまで通行できるのか。今回の工事完了後も使用できるのか。  
また、高齢者の方が利用されることもあるので、階段に手摺りなどを付けていただけられるのか。
- 回答 4 歩行者用仮設通路の通行は 12 月上旬からを予定しています。  
歩行者用仮設通路は今回の工事完了後も通行は可能ですが、説明資料 38 ページの②の工事で新しい本郷橋を架けるために橋の部分の作業構台を撤去しますので、この工事が始まった段階で通行できなくなります。通行できなくなる詳細な時期については、現在設計中のため本日はお答えすることができません。②の工事は令和 6 年度末までですが、新しい橋は 5 年度に完成させて、6 年度には皆さんに通っていただけるようになる予定です。  
階段には手摺りを設置します。
- 質問 5 柳橋の搬出入口部は公園として整備されると聞いているが、公園整備はいつ頃になるか。
- 回答 5 説明資料 38 ページの②の工事で公園の整備を考えています。令和 7 年 3 月頃に完成する予定です。